

○経済産業省告示第十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和五年二月六日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 〔略〕</p> <p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条 第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を 原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条 第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を 原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認</p>

を除く。以下「二号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積

地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		
	項目 番号	関税率表 の番号等	貨物名
[略]	[略]	[略]	[略]
ロシア	1	[略]	[略]
	2	27・09	<u>原油及び石油製</u>
		<u>27・10</u>	<u>品(廃油及び三</u>

を除く。以下「二号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積

地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		
	項目 番号	関税率表 の番号等	貨物名
[略]	[略]	[略]	[略]
ロシア	1	[略]	[略]
	2	27・09	<u>原油(三の7の</u>
		[新設]	(9)に掲げるも

油製品 について てはロ シアを 原産地 とする 場合に 限る。)			の7の(9)に掲 げるものを除 く。)
	3	[略]	[略]
	4	[略]	[略]

第2 [略]

11の11 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおり

てはロ シアを 原産地 とする 場合に 限る。)			のを除く。)
	3	[略]	[略]
	4	[略]	[略]

第2 [略]

11の11 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおり

とし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行すべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 [略]

7(1)～(8) [略]

とし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行すべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 [略]

7(1)～(8) [略]

(9) 次の表の上欄に掲げる国を原産地とする
 下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者は、
 別に定めるところにより、経済産業大臣の確
 認を受けなければならない。

ロシア	二七・〇	九	国	貨 物
			関税率表 の番号等	
原油であつて、次のい らかに該当するもの イ その価格が、ウク ライナをめぐる現下 の国際情勢に鑑み、				

(9) 次の表の上欄に掲げる国を原産地とする
 下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者は、
 別に定めるところにより、経済産業大臣の確
 認を受けなければならない。

ロシア	二七・〇	九	国	貨 物
			関税率表 の番号等	
原油であつて、次のい らかに該当するもの イ その価格が、ウク ライナをめぐる現下 の国際情勢に鑑み、				

ウクライナをめぐる 問題の解決を目指す 国際平和のための国 際的な努力に我が国 として寄与するた め、主要国が講ずる こととした措置の内 容に沿って、我が国 が講ずる輸入等に係 る禁止措置の対象と なるロシア連邦を原 産地とする原油及び

ウクライナをめぐる 問題の解決を目指す 国際平和のための国 際的な努力に我が国 として寄与するた め、主要国が講ずる こととした措置の内 容に沿って、我が国 が講ずる輸入等に係 る禁止措置の対象と なるロシア連邦を原 産地とする原油の上

	<p>○ 二七・一</p>	<p>石油製品（廃油を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの</p>	<p>石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号。以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表1に定める原油の価格以下のもの</p> <p>ロ 「略」</p>
--	-------------------	---------------------------------------	---

	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>ロ 「略」</p> <p>限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号）別表に定める原油の価格以下のもの</p>
--	-------------	-------------	--

イ 関税定率表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号又は第二七二〇・二〇号に該当するものうち、揮発油（ナフサを除く。）、灯油又は軽油（ロにおいて「揮発油等」という。）であつて、その価格が、上限価格を定める外務省告示

別表2に定める石油 製品の価格以下のも の ロ 揮発油等以外のも のであって、その価 格が、上限価格を定 める外務省告示別表 3に定める石油製品 の価格以下のもの

(注) 原油及び石油製品の「価格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油及び石油製品の価格であって、関税定率法第四条

(注) 原油の「価格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油の価格であって、関税定率法第四条第一項に規定する課税価格

<p>8 「略」</p> <p>第一項に規定する課税価格に相当する価格から同項各号に規定する運賃等に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。</p>	<p>8 「略」</p> <p>に相当する価格から同項各号に規定する運賃等に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和五年二月六日から施行する。ただし、この告示の施行前に石油製品の輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする、この告示の施行前に本邦への輸出を目的として船積みされた石油製品の輸入であつて、令和五年四月一日よりも前に本邦において当該石油製品の船卸しをするものについては、なお従前の例による。